

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
初回入札に係る要求水準書（令和7年7月1日公表）との比較

主な変更内容は次のとおりである。

字句や文章表現の変更等の軽微な変更については、本表の記載を割愛する。

No.	資料名	頁	項目名	令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	[再公告] 令和8年7月10日公表																								
1	要求水準書（案）	－	表紙	令和7年7月1日 奈良県 【令和7年9月29日修正】	令和8年7月10日 奈良県 （削除）																								
2	要求水準書（案）	1	2. 全体事業の目的	奈良県中央卸売市場は昭和52年の開場以来、「県民の台所」として、生鮮食料品の円滑な供給と消費生活の安定に重要な役割を担ってきたが、開設から47年以上が経過した現在では、施設の老朽化が進んでいる。また、人口・世帯構成の変化に伴う食料消費の減少や食の外部化・簡便化、インターネット販売等による食品流通の多様化など、卸売市場を取り巻く状況は大きく変容している。本市場においても、それらへ対応することが重要な課題となっている。 このため、県では令和3年12月に「奈良県中央卸売市場再整備の基本方針」（令和6年7月改正）、令和7年3月に「奈良県中央卸売市場再整備の基本方針実施プラン」を策定し、市場機能の高機能化・効率化を図り、食の流通拠点として、食の安全・安心を確保する「市場エリア」と、市場の機能や立地を活かし、地域の賑わいを創出する「賑わいエリア」について、親和性のある一体的な整備を行うことで、持続可能で「産地や実需者、消費者から選ばれる」市場づくりを目指している。	奈良県中央卸売市場は昭和52年の開場以来、「県民の台所」として、生鮮食料品の円滑な供給と消費生活の安定に重要な役割を担ってきたが、開設から49年以上が経過した現在では、施設の老朽化が進んでいる。また、人口・世帯構成の変化に伴う食料消費の減少や食の外部化・簡便化、インターネット販売等による食品流通の多様化など、卸売市場を取り巻く状況は大きく変容している。本市場においても、それらへ対応することが重要な課題となっている。 このため、県では令和3年12月に「奈良県中央卸売市場再整備の基本方針」（令和6年7月改正）、令和7年3月に「奈良県中央卸売市場再整備の基本方針実施プラン」 <u>（令和8年7月改正）</u> を策定し、市場機能の高機能化・効率化を図り、食の流通拠点として、食の安全・安心を確保する「市場エリア」と、市場の機能や立地を活かし、地域の賑わいを創出する「賑わいエリア」について、親和性のある一体的な整備を行うことで、持続可能で「産地や実需者、消費者から選ばれる」市場づくりを目指している。																								
3	要求水準書（案）	4	4. 事業の構成及び概要 （2）本事業 工、施工業務 （ウ）関係法令等の制約における工事	a. <u>埋蔵文化財発掘調査に伴う、既存アスファルト及び地盤改良部分等の撤去復旧工事（発掘調査は除く）</u> b. <u>既存市場外周水路改修工事（北側水路は除く）</u>	（削除） a. <u>既存市場外周水路改修工事（北側水路は除く）</u>																								
4	要求水準書（案）	5	4. 事業の構成及び概要 （4）本事業のスケジュール	<table><tr><th>時期</th><th>内容</th></tr><tr><td>令和8年<u>3月</u></td><td>落札者の決定</td></tr><tr><td>令和8年<u>7月</u></td><td>事業契約の締結</td></tr><tr><td>令和8年<u>7月</u>～</td><td>設計施工</td></tr><tr><td>令和13年度</td><td>新市場の開業</td></tr><tr><td>令和15年度</td><td>市場エリア完成</td></tr></table>	時期	内容	令和8年 <u>3月</u>	落札者の決定	令和8年 <u>7月</u>	事業契約の締結	令和8年 <u>7月</u> ～	設計施工	令和13年度	新市場の開業	令和15年度	市場エリア完成	<table><tr><th>時期</th><th>内容</th></tr><tr><td>令和8年<u>10月</u></td><td>落札者の決定</td></tr><tr><td>令和8年<u>12月</u></td><td>事業契約の締結</td></tr><tr><td>令和8年<u>12月</u>～</td><td>設計施工</td></tr><tr><td>令和13年度</td><td>新市場の開業</td></tr><tr><td>令和15年度</td><td>市場エリア完成</td></tr></table>	時期	内容	令和8年 <u>10月</u>	落札者の決定	令和8年 <u>12月</u>	事業契約の締結	令和8年 <u>12月</u> ～	設計施工	令和13年度	新市場の開業	令和15年度	市場エリア完成
時期	内容																												
令和8年 <u>3月</u>	落札者の決定																												
令和8年 <u>7月</u>	事業契約の締結																												
令和8年 <u>7月</u> ～	設計施工																												
令和13年度	新市場の開業																												
令和15年度	市場エリア完成																												
時期	内容																												
令和8年 <u>10月</u>	落札者の決定																												
令和8年 <u>12月</u>	事業契約の締結																												
令和8年 <u>12月</u> ～	設計施工																												
令和13年度	新市場の開業																												
令和15年度	市場エリア完成																												

No.	資料名	頁	項目名	令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	[再公告] 令和8年7月10日公表																																																						
5	要求水準書（案）	11	4. 事業の構成及び概要 1 1. 本市場の概要	（2）本市場の関係事業者（令和7年1月時点） ア. 卸売業者（青果部2社、水産物部2社） 知事の許可を受け、出荷者から販売の委託、又は買い付けた物品を、せり売又は相対取引等で仲卸業者及び売買参加者に卸売をする。 イ. 仲卸業者（青果部16社、水産物部20社） 知事の許可を受け、市場内に店舗を持ち、卸売業者から買い受けた物品を仕分け又は調製し、小売業者その他の買出人に相対取引により販売する。 ウ. 関連事業者（22業者） 市場機能の充実を図るため、知事の許可を受けて、市場内の店舗において、買出人等の市場利用者に便益を提供する業務を営む。 エ. 売買参加者（99人〔内訳：青果78人、水産物部21人〕） 小売業者及び加工業者などのうち、知事の承認を受けて、卸売業者から直接卸売を受けることができる。	（2）本市場の関係事業者（令和8年4月時点） ア. 卸売業者（青果部2社、水産物部2社） 知事の許可を受け、出荷者から販売の委託、又は買い付けた物品を、せり売又は相対取引等で仲卸業者及び売買参加者に卸売をする。 イ. 仲卸業者（青果部16社、水産物部19社） 知事の許可を受け、市場内に店舗を持ち、卸売業者から買い受けた物品を仕分け又は調製し、小売業者その他の買出人に相対取引により販売する。 ウ. 関連事業者（21業者） 市場機能の充実を図るため、知事の許可を受けて、市場内の店舗において、買出人等の市場利用者に便益を提供する業務を営む。 エ. 売買参加者（99人〔内訳：青果79人、水産物部20人〕）																																																						
6	要求水準書（案）	12	4. 事業の構成及び概要 1 1. 本市場の概要	イ. 取扱量 <table><tr><th colspan="2">取扱量（t）</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr><tr><td rowspan="3">青果部</td><td>野 菜</td><td>108,573</td><td>98,971</td></tr><tr><td>果 実</td><td>23,441</td><td>21,021</td></tr><tr><td>合 計</td><td>132,014</td><td>119,992</td></tr><tr><td rowspan="4">水産物部</td><td>鮮 魚</td><td>4,079</td><td>4,061</td></tr><tr><td>冷 凍</td><td>1,512</td><td>1,375</td></tr><tr><td>塩 干</td><td>4,005</td><td>3,654</td></tr><tr><td>合 計</td><td>9,596</td><td>9,090</td></tr></table>	取扱量（t）		令和4年度	令和5年度	青果部	野 菜	108,573	98,971	果 実	23,441	21,021	合 計	132,014	119,992	水産物部	鮮 魚	4,079	4,061	冷 凍	1,512	1,375	塩 干	4,005	3,654	合 計	9,596	9,090	イ. 取扱量 <table><tr><th colspan="2">取扱量（t）</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th></tr><tr><td rowspan="3">青果部</td><td>野 菜</td><td>88,957+</td><td>87,963+</td></tr><tr><td>果 実</td><td>19,509+</td><td>19,063+</td></tr><tr><td>合 計</td><td>108,466+</td><td>107,026+</td></tr><tr><td rowspan="4">水産物部</td><td>鮮 魚</td><td>3,897+</td><td>3,565+</td></tr><tr><td>冷 凍</td><td>1,335+</td><td>1,323+</td></tr><tr><td>塩 干</td><td>3,244+</td><td>2,806+</td></tr><tr><td>合 計</td><td>8,476+</td><td>7,694+</td></tr></table>	取扱量（t）		令和6年度	令和7年度	青果部	野 菜	88,957+	87,963+	果 実	19,509+	19,063+	合 計	108,466+	107,026+	水産物部	鮮 魚	3,897+	3,565+	冷 凍	1,335+	1,323+	塩 干	3,244+	2,806+	合 計	8,476+	7,694+
取扱量（t）		令和4年度	令和5年度																																																								
青果部	野 菜	108,573	98,971																																																								
	果 実	23,441	21,021																																																								
	合 計	132,014	119,992																																																								
水産物部	鮮 魚	4,079	4,061																																																								
	冷 凍	1,512	1,375																																																								
	塩 干	4,005	3,654																																																								
	合 計	9,596	9,090																																																								
取扱量（t）		令和6年度	令和7年度																																																								
青果部	野 菜	88,957+	87,963+																																																								
	果 実	19,509+	19,063+																																																								
	合 計	108,466+	107,026+																																																								
水産物部	鮮 魚	3,897+	3,565+																																																								
	冷 凍	1,335+	1,323+																																																								
	塩 干	3,244+	2,806+																																																								
	合 計	8,476+	7,694+																																																								

No.	資料名	頁	項目名	令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	〔再公告〕令和8年7月10日公表																												
7	要求水準書（案）	15	1. 事業用地の概要 （3）本事業用地特有の条件 イ. 埋蔵文化財発掘調査	（ア）本事業用地は埋蔵文化財包蔵地外であるが、建設工事等を行うにあたり、トレンチ調査及び本調査の手続きが必要となる。<u>受注者は、県が本事業用地にて実施するトレンチ調査及び本調査（別途事業）に伴い必要となる、埋蔵文化財事前準備工事を実施すること。トレンチ調査及び本調査の所掌区分は下表のとおりとする。</u> <table><tr><th>工事内容</th><th>発注区分（費用負担区分） 及び工事区分</th></tr><tr><td>1. 仮囲い等</td><td>受注者</td></tr><tr><td>2. 表層アスファルト、砕石、改良材の撤去</td><td>受注者</td></tr><tr><td>3. 掘削</td><td>県（別途事業）</td></tr><tr><td>4. 調査</td><td>県（別途事業）</td></tr><tr><td>5. 埋戻し（不要となる場合あり）</td><td>受注者</td></tr><tr><td>6. 表層アスファルト、砕石、改良材等の復旧（不要となる場合あり）</td><td>受注者</td></tr></table>	工事内容	発注区分（費用負担区分） 及び工事区分	1. 仮囲い等	受注者	2. 表層アスファルト、砕石、改良材の撤去	受注者	3. 掘削	県（別途事業）	4. 調査	県（別途事業）	5. 埋戻し（不要となる場合あり）	受注者	6. 表層アスファルト、砕石、改良材等の復旧（不要となる場合あり）	受注者	（ア）本事業用地は埋蔵文化財包蔵地外であるが、建設工事等を行うにあたり、トレンチ調査及び本調査の手続きが必要となる。 <table><tr><th>工事内容</th><th>発注区分（費用負担区分）</th></tr><tr><td>1. 仮</td><td></td></tr><tr><td>2. 表</td><td></td></tr><tr><td>3. 掘</td><td></td></tr><tr><td>4. 調</td><td></td></tr><tr><td>5. 埋</td><td></td></tr><tr><td>6. 表層アスファルト、砕石、改良材等の復旧（不要となる場合あり）</td><td>受注者</td></tr></table> （表削除）	工事内容	発注区分（費用負担区分）	1. 仮		2. 表		3. 掘		4. 調		5. 埋		6. 表層アスファルト、砕石、改良材等の復旧（不要となる場合あり）	受注者
工事内容	発注区分（費用負担区分） 及び工事区分																																
1. 仮囲い等	受注者																																
2. 表層アスファルト、砕石、改良材の撤去	受注者																																
3. 掘削	県（別途事業）																																
4. 調査	県（別途事業）																																
5. 埋戻し（不要となる場合あり）	受注者																																
6. 表層アスファルト、砕石、改良材等の復旧（不要となる場合あり）	受注者																																
工事内容	発注区分（費用負担区分）																																
1. 仮																																	
2. 表																																	
3. 掘																																	
4. 調																																	
5. 埋																																	
6. 表層アスファルト、砕石、改良材等の復旧（不要となる場合あり）	受注者																																
8	要求水準書（案）	15	1. 事業用地の概要 （3）本事業用地特有の条件 イ. 埋蔵文化財発掘調査	（イ）<u>現市場敷地のトレンチ調査は、再整備後（賑わいエリアを含む）の建物の棟ごとに建築面積の10％程度必要となる想定をしている。本事業の基本設計時において、本事業の計画を加味したうえで県文化財課との協議を経て、規模、箇所及び範囲を決定する。協議結果による県からの指示に基づき、現市場敷地のトレンチ調査に必要な埋蔵文化財事前準備工事を実施すること。トレンチ調査は令和8年度中を想定しており、現市場敷地の遺構分布範囲を把握することを目的としている。</u>	（イ）トレンチ調査は令和8年度に実施予定であり、現市場敷地の遺構分布範囲を把握することを目的としている。																												

No.	資料名	頁	項目名	令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	〔再公告〕令和8年7月10日公表
9	要求水準書（案）	16	1. 事業用地の概要 （3）本事業用地特有の条件 イ、埋蔵文化財発掘調査	（ウ）現市場敷地の本調査の詳細については、トレンチ調査の結果を受けて決定する。 （エ）<u>トレンチ調査期間については3ヶ月程度、本調査期間については6ヶ月～1年程度が想定される。</u> （オ）北側用地において令和6年度に実施しているトレンチ調査結果は、「別添資料5 北側用地文化財トレンチ調査結果」のとおりである。なお、遺構範囲において、仮設建築物等の建設による遺構の破壊等影響がある場合は、その部分の本調査が必要となる。 （カ）<u>現市場敷地のトレンチ調査における埋蔵文化財事前準備工事（撤去復旧）の範囲として、3 6 0 0 m²を工事費に見込むこと。併せて、本事業用地の本調査における埋蔵文化財事前準備工事（撤去復旧）の範囲として、1 0 8 0 0 m²を工事費に見込むこと。なお、賑わいエリア整備事業の本調査に伴う埋蔵文化財事前準備工事については、計画の進捗状況や既存施設の解体時の立会い等を含め、合理的に実施できるよう県と協議すること。</u> （キ）<u>トレンチ調査及び本調査の仮囲い等の範囲は、掘削土の仮置場、資材置場等を含めた範囲とすること。</u> （ク）<u>現市場敷地のトレンチ調査の結果、本調査が必要となったことにより本事業に支障（計画の変更、スケジュールの遅延・中止等）が生じる場合、その支障によるリスクについては県が負うものとするが、可能な限り、工程遅延を低減する提案を行うこと。なお、北側用地のトレンチ調査結果のとおり、現市場敷地においても遺構が分布している可能性が高いことを考慮の上、工程等を作成すること。</u>	（ウ）現市場敷地の本調査の詳細については、トレンチ調査<u>（別途事業）</u>の結果を受けて決定する。 （エ）本調査期間については6ヶ月～1年程度が想定される。 （オ）北側用地において令和6年度に実施したトレンチ調査結果は、「別添資料5 北側用地文化財トレンチ調査結果」のとおりである。なお、遺構範囲において、仮設建築物等の建設による遺構の破壊等影響がある場合は、その部分の本調査が必要となる。 （削除） （削除） （カ）<u>現市場敷地のトレンチ調査の結果、本調査が必要となったことにより本事業に支障（計画の変更、スケジュールの遅延・中止等）が生じる場合、その支障によるリスクについては県が負うものとするが、可能な限り、工程遅延を低減する提案を行うこと。なお、北側用地のトレンチ調査結果のとおり、現市場敷地においても遺構が分布している可能性が高いことを考慮の上、工程等を作成すること。</u>

No.	資料名	頁	項目名	令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	〔再公告〕令和8年7月10日公表
10	要求水準書（案）	16	1. 事業用地の概要 （3）事業用地特有の条件	ウ. 土壌汚染 現市場敷地には、水質汚濁防止法第2条第2項に規定される「有害物質使用特定施設」が立地していることから、土壌汚染対策法第3条第1項の規定に基づき、令和2年度に土地利用履歴調査を実施している。その結果、場内の食品衛生検査所において、使用履歴は確認されていないが、保管実績がある薬品により、土壌汚染の可能性があると判断された。土壌汚染の可能性があると判断された特定有害物質は、「シアン化合物」、「水銀及びその化合物」及び「セレン及びその化合物」の3物質であった。 令和3年度に調査した結果、<u>「別添資料6 土壌汚染調査結果の概要」のとおり、土壌汚染は確認されなかった。</u>	ウ. 土壌汚染 現市場敷地には、水質汚濁防止法第2条第2項に規定される「有害物質使用特定施設」が立地していることから、土壌汚染対策法第3条第1項の規定に基づき、令和2年度に土地利用履歴調査を実施している。その結果、場内の食品衛生検査所において、使用履歴は確認されていないが、保管実績がある薬品により、土壌汚染の可能性があると判断された。土壌汚染の可能性があると判断された特定有害物質は、「シアン化合物」、「水銀及びその化合物」及び「セレン及びその化合物」の3物質であった。 令和3年度に調査した結果、<u>土壌汚染は確認されなかったため、土壌汚染拡散防止対策などの汚染対策の検討は行なっていない。参考に調査概要と調査結果を「別添資料6 土壌汚染調査結果の概要」に示す。</u> <u>なお、土壌汚染調査が必要となった場合は、県と協議すること。</u>
11	要求水準書（案）	16	1. 事業用地の概要 （3）本事業用地特有の条件	エ. 地中障害物等 本事業用地における建築工事等の施工にあたり、既存図面等で想定できない地中障害物が存在し、本事業実施の支障となることが明らかとなった場合、県と協議の上、必要最小限の当該地中障害物の堀削・除去処分を行うこと。<u>なお、想定できない地中障害物の撤去処分費として、コンクリート撤去1550㎡を見込むこと。</u>	エ. 地中障害物等 本事業用地における建築工事等の施工にあたり、既存図面等で想定できない地中障害物が存在し、本事業実施の支障となることが明らかとなった場合、県と協議の上、必要最小限の当該地中障害物の堀削・除去処分を行うこと。
12	要求水準書（案）	17	1. 事業用地の概要 （3）本事業用地特有の条件	キ. 工事中のローリング計画及び工事条件 本事業は市場を運営しながらの工事となるため、市場運営にかかる安全性・衛生管理に十分配慮した計画とし、以下の条件を遵守すること。なお、ローリング計画については、市場関係者との合意形成が必要となることを前提に提案すること。県と市場関係者として合意したローリング計画は「別添資料8 ローリング計画図・工事中の動線計画図」のとおりである。 （ア）既存卸売場棟営業中は、2階駐車場を利用できるよう計画すること。また、本事業用地においては、市場事業者及びその関係者（以下「市場関係者」という。）用の駐車場を<u>1200台以上</u>確保すること。なお、北側用地の一部を令和9年7月頃から仮設駐車場として利用可能予定であるが、可能な限り市場敷地において確保すること。	キ. 工事中のローリング計画及び工事条件 本事業は市場を運営しながらの工事となるため、市場運営にかかる安全性・衛生管理に十分配慮した計画とし、以下の条件を遵守すること。なお、ローリング計画については、市場関係者との合意形成が必要となることを前提に提案すること。県と市場関係者として合意したローリング計画は「別添資料8 ローリング計画図・工事中の動線計画図」のとおりである。 （ア）既存卸売場棟営業中は、2階駐車場を利用できるよう計画すること。また、本事業用地においては、市場事業者及びその関係者（以下「市場関係者」という。）用の駐車場を<u>1000台程度</u>確保すること。なお、北側用地は令和10年2月頃から仮設駐車場として利用可能予定であるが、可能な限り市場敷地において確保すること。

No.	資料名	頁	項目名	令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	〔再公告〕令和8年7月10日公表
13	要求水準書（案）	19	2. 別途事業における要件 （2）水産物部冷蔵庫整備	イ、本事業の業務範囲 （ア）整備用地の確保及び整地（既存施設等の解体を含む。） a.新市場の水産物部卸売場及び仲卸売場に近接した場所に、整備可能用地として約4600㎡（建築面積約3300㎡の整形な建物を建設可能とすること。）を確保し、整地程度の仕上げとすること。なお、本事業の基本設計完了後から当該施設の協議・設計を開始するものとし、用地確保及び接道条件を満たした後、施工期間約14ヶ月を想定している。また、建築基準法上の敷地設定については、建築規模にあわせて建ぺい率及び容積率を考慮の上、別途敷地設定することを想定している。 b. <u>当該用地は可能な限り早期に確保するとともに県に引き渡す必要がある、それらに伴う仮設建築物等の築造、既存卸売場棟の一部解体等を含めて提案すること。</u> なお、市場関係者との協議に基づく計画を「別添資料10 水産物部冷蔵庫早期着工における解体範囲等」に示す。	イ、本事業の業務範囲 （ア）整備用地の確保及び整地（既存施設等の解体を含む。） a.新市場の水産物部卸売場及び仲卸売場に近接した場所に、整備可能用地として約4600㎡（建築面積約3300㎡の整形な建物を建設可能とすること。）を確保し、整地程度の仕上げとすること。なお、本事業の基本設計完了後から当該施設の協議・設計を開始するものとし、用地確保及び接道条件を満たした後、施工期間約14ヶ月を想定している。また、建築基準法上の敷地設定については、建築規模にあわせて建ぺい率及び容積率を考慮の上、別途敷地設定することを想定している。 b.市場関係者との協議に基づく計画を「別添資料10 水産物部冷蔵庫早期着工における解体範囲等」に示す。 <u>ただし、当該用地の確保に当たっては、既存施設の運用に支障が生じないことを前提とした計画を提案することとするが、必要に応じて仮設建築物の築造及び既存施設の一部解体等を含めることができる。</u>
14	要求水準書（案）	19	2. 別途事業における要件 （2）水産物部冷蔵庫整備	イ、本事業の業務範囲 <u>（エ）埋蔵文化財発掘調査</u> <u>トレンチ調査及び本調査の埋蔵文化財事前準備工事は、本事業の業務範囲とする。</u>	イ、本事業の業務範囲 （削除）
15	要求水準書（案）	19	2. 別途事業における要件 （3）北側用地暫定整備工事	なお、北側用地の共用開始時期及び面積の目安は以下のとおり。 <u>（ア）令和9年7月頃 一部供用1.5ha</u> <u>（イ）令和10年3月頃 全面供用3.5ha</u>	なお、北側用地は、 <u>令和10年2月頃に全面約3.5haの供用開始を予定している。</u>
16	要求水準書（案）	20	2. 別途事業における要件 （4）埋蔵文化財発掘調査	ア、別途事業の内容 埋蔵文化財発掘調査（トレンチ調査及び本調査）。 イ、本事業の業務範囲 「第2章1（3）イ、埋蔵文化財発掘調査」に示すとおり、埋蔵文化財発掘調査に伴う事前準備工事を実施すること。なお、埋蔵文化財発掘調査は、本事業整備施設の設計内容等に基づいて、県文化財課との協議を経て、実施の有無、範囲及び時期等が決定される。	ア、別途事業の内容 埋蔵文化財発掘調査（トレンチ調査及び本調査）、 <u>埋蔵文化財調査事前準備工事。</u> イ、本事業の業務範囲 <u>なし。</u> なお、埋蔵文化財発掘調査（本調査）は、 <u>令和8年度に実施予定のトレンチ調査結果及び本事業整備施設の設計内容等に基づいて、県文化財課との協議を経て、実施の有無、範囲及び時期等が決定される。</u>

No.	資料名	頁	項目名	令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	[再公告] 令和8年7月10日公表
17	要求水準書（案）	20	2. 別途事業における要件 （5）賑わいエリア整備事業	イ.本事業の業務範囲 <u>（ウ）令和14年末日迄に県へ引き渡すこと。</u> <u>（エ）～（オ）</u>	イ.本事業の業務範囲 （削除） <u>（ウ）～（エ）（省略）</u>
18	要求水準書（案）	20	2. 別途事業における要件 （5）賑わいエリア整備事業	イ. 本事業の業務範囲 （オ）賑わいエリアにおける埋蔵文化財発掘調査（トレンチ調査）は令和8年度中を想定しているため、これに伴う埋蔵文化財事前準備工事を実施すること。また、本調査に伴う埋蔵文化財事前準備工事は、計画の進捗状況や既存施設の解体時の立会い等を含め、合理的に実施できるよう県と協議すること。	イ. 本事業の業務範囲 （オ）埋蔵文化財発掘調査（本調査）に伴う埋蔵文化財調査事前準備工事（別途事業）が合理的に実施できるよう、計画の進捗状況や既存施設の解体時の立会い等を含め、県と協議すること。なお、賑わいエリアにおける埋蔵文化財発掘調査（トレンチ調査）は、令和8年度の実施を予定している。
19	要求水準書（案）	20	2. 別途事業における要件 （7）市場関係者が発注するB工事及びC工事	ア.別途事業の内容 新施設整備後に市場関係者が発注する、新施設の内装及び設備設置工事並びに既存施設の内装及び設備撤去工事等。 なお、当該工事をB工事で実施する際に必要となる費用等については、 <u>新施設の設計業務時に市場関係者に提示すること。</u>	ア.別途事業の内容 新施設整備後に市場関係者が発注する、新施設の内装及び設備設置工事並びに既存施設の内装及び設備撤去工事等。 なお、当該工事をB工事で実施する際に必要となる費用等については、 <u>適切な時期に市場関係者に提示すること。</u>
20	要求水準書（案）	22	3. 許認可等における要求水準 （4）浸水対策等	<u>一定規模以上の開発行為等を行う場合は、雨水貯留浸透施設の設置が義務づけられている。本市場開場時の協議結果として、雨水貯留浸透施設は不要と判断されたと類推され、本事業においても同様に判断される可能性がある。しかし、下流域に浸水常襲地域が存在することや近年の集中豪雨の発生等により、周辺自治会等から市場周辺水路等の改修による新たな浸水対策を要望される可能性がある。</u>	<u>雨水貯留浸透施設の必要性については、法規制による要否にかかわらず、下流域に浸水常襲地域が存在することや近年の集中豪雨の発生等により、周辺自治会等から雨水貯留施設の整備等といった新たな浸水対策を要望される可能性がある。</u>
21	要求水準書（案）	35	3. 個別業務に関する要求水準 （1）共通事項	エ. その他共通業務及び共通事項 （ク）食品衛生面への配慮 b. 受注者は、工事中における安全確保等のために通常必要な措置（養生、交通誘導員等）を行うこと。また、これ以外に市場特有の理由（食品衛生、現地建替、市場運営継続）により必要となる交通誘導員の適切な配置の提案を行うこと。 <u>（市場特有の理由による交通誘導員の県の想定は10950人・日）</u>	エ. その他共通業務及び共通事項 （ク）食品衛生面への配慮 b. 受注者は、工事中における安全確保等のために通常必要な措置（養生、交通誘導員等）を行うこと。また、これ以外に市場特有の理由（食品衛生、現地建替、市場運営継続）により必要となる交通誘導員等の適切な配置の提案を行うこと。

No.	資料名	頁	項目名	令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	〔再公告〕令和8年7月10日公表
22	要求水準書（案）	35	3. 個別業務に関する要求水準 （1）共通事項	エ. その他の共通業務及び共通事項 （ケ）既存施設利用、工事用電力等 a. <u>既存施設の利用、工事用電力及び給排水については、設計業務時に県と協議をすること</u>	エ. その他の共通業務及び共通事項 （ケ）<u>既存施設の利用及び工事用電力・水道等</u> a. <u>工事用電力及び通信回線</u> 工事用電力及び通信回線については、原則として施工業務者が個別に契約し、外部から引き込むものとする。ただし、これにより難しい場合は、<u>県と協議の上、奈良県中央卸売市場条例に基づき、既存電気設備を有償（施工業務者負担）で使用することができる。既存電気設備を使用する場合は、施工業務者の負担により仮設メーター等を設置し、使用量を計測すること。また、接続位置、使用方法及び使用時間等については、工事着手迄に県と協議の上決定すること。なお、停電を伴う作業を行う場合は、県と協議の上、市場運営に支障のない日時に実施すること。</u>
23	要求水準書（案）	35	3. 個別業務に関する要求水準 （1）共通事項	b. <u>工事用の電力、通信回線は原則として、施工業務者が個別に業者と契約し、外部より引き込むこと。ただし、これによりがたい場合は県と協議すること。</u>	b. <u>工事用水道（上下水）</u> 工事用水道（上下水）については、原則として施工業務者が個別に契約し、外部から引き込むものとする。ただし、これにより難しい場合は、<u>県と協議の上、奈良県中央卸売市場条例に基づき、既存設備を有償（施工業務者負担）で使用することができる。既存設備を使用する場合は、施工業務者の負担により仮設メーター等を設置し、使用量を計測すること。また、接続位置、使用方法、使用量及び使用時間等については、工事着手迄に県と協議の上決定すること。なお、断水を伴う作業を行う場合は、県と協議の上、市場運営に支障のない日時に実施すること。</u>
24	要求水準書（案）	35	3. 個別業務に関する要求水準 （1）共通事項	c. <u>工事用給排水は原則として、受注者が水道事業者等と個別に契約し、外部より引き込むこと。ただし、これによりがたい場合は県と協議すること。なお、給水については、現市場敷地において公営水道が供給されていないため、県と協議すること。</u>	c. <u>既存建築物等の使用</u> 施工業務者は、仮設駐車場及び仮設工事ヤードとして北側用地が使用可能となるまで、現場事務所として既存建築物（管理棟1階の一部（2区画計約160㎡を想定））を、また駐車場及び工事ヤードとして市場敷地内の一部（約3000㎡を想定）を、無償で使用することができる。既存建築物等の使用に当たっては、<u>使用範囲、使用方法及び使用時間等について工事着手迄に県と協議の上決定すること。また、既存建築物等の改修及びこれに伴う原状復旧が必要となる場合、その費用は施工業務者の負担とする。</u>

No.	資料名	頁	項目名	令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	〔再公告〕令和8年7月10日公表
25	要求水準書（案）	37	（2）設計業務に関する要求水準 ア、設計業務に関する基本事項	（イ）設計業務の期間は、供用開始時期に間に合うように受注者が計画すること。なお、当該業務は、施工の順序等にあわせて全体基本設計、各棟の基本・実施設計等に分けて設計業務を進めても差し支えないが、概算事業費算出時期等には注意すること。また、新施設の一部（市場棟機能、関連商品売場機能、管理事務所機能等）については <u>令和8年に実施設計に着手するものとし、令和9年3月末に途中成果品を県に提出すること。詳細については、県と協議し、決定すること。</u>	（イ）設計業務の期間は、供用開始時期に間に合うように受注者が計画すること。なお、当該業務は、施工の順序等にあわせて全体基本設計、各棟の基本・実施設計等に分けて設計業務を進めても差し支えないが、概算事業費算出時期等には注意すること。また、新施設の一部（市場棟機能、関連商品売場機能、管理事務所機能等）については <u>令和9年に実施設計に着手するものとする。</u>
26	要求水準書（案）	37	（2）設計業務に関する要求水準 イ、設計業務範囲	（ア）設計業務の対象範囲は、「第4章 公共施設に関する要求水準」、「別添資料17 工事施工区分表（建築、設備）」及び「別添資料18 諸室の要求水準」による。	（ア）設計業務の対象範囲は、「第4章 公共施設に関する要求水準」、「別添資料17 工事施工区分表（建築、設備）」 <u>」及び「別添資料18 諸室の要求水準」</u> 及び「別添資料19 関係者の業務責任区分」による。
27	要求水準書（案）	41	3. 個別業務に関する要求水準 （2）設計業務に関する要求水準	キ、設計に係るその他業務 （ウ）リサイクル計画書の作成 設計業務者は、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行った上で設計に反映させるものとし、その内容をリサイクル計画書として作成の上、県に提出すること。	キ、設計に係るその他業務 （ウ）リサイクル計画書の作成 設計業務者は、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行った上で設計に反映させるものとし、その内容をリサイクル計画書として作成の上、県に提出すること。 <u>また、場内再利用にあたっては、関係法令を遵守し、将来の土地利用に支障を及ぼさない計画とした上で、県と協議し、県の承認を得て、別途対応方針を定めることができる。</u>
28	要求水準書（案）	45	（4）施工業務に関する要求水準 イ、施工業務範囲	（ア）施工業務の対象範囲は、「別添資料17 工事施工区分表（建築、設備）」 <u>」及び「別添資料18 諸室の要求水準」</u> による。	（ア）施工業務の対象範囲は、「別添資料17 工事施工区分表（建築、設備）」 <u>」及び「別添資料18 諸室の要求水準」</u> 及び「別添資料19 関係者の業務責任区分」による。
29	要求水準書（案）	67	4. 公共施設に関する要求水準 （7）県産木材の利用	ア、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」及び「奈良県の建築物における県産材利用促進方針」に基づき、県産木材の利用等の取り組みに努めること。 イ、本事業においては、 <u>県産木材の利用は必須とする。利用範囲としては、市場棟見学者コーナー及び管理関連棟大会議室の内装等を想定しているが、その利用範囲及び量については、設計段階において県と協議すること。</u>	「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」及び「奈良県の建築物における県産材利用促進方針」に基づき、県産木材の利用等の取り組みに努め、 <u>県産材を使用した場合は奈良県産材証明書</u> を提出すること。なお、本事業における県産木材の利用範囲としては、市場棟見学者コーナー及び管理関連棟大会議室の内装等を想定している。
30	要求水準書（案）	68	2. 公共施設の基本性能 （2）施設配置計画	ウ、青果部と水産物部の同時開業が可能な計画とすること。 エ～コ、（省略）	（削除） ウ～エ、（省略）

No.	資料名	頁	項目名	令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	〔再公告〕令和8年7月10日公表
31	要求水準書（案）	68	（2）施設配置計画	（ア）大型トラック（ダブル連結トラック等）及びコンテナ車（トレーラー）が出入りする物流施設であること考慮して計画すること。また、今後車両の大型化が進む前提で計画すること。	（ア）大型トラック（ダブル連結トラック等）及びコンテナ車（トレーラー）が出入りする物流施設であることを考慮して計画すること。また、今後車両の大型化が進む前提で計画すること。
32	要求水準書（案）	69	（3）諸室配置計画	エ、荷卸所、積込所等の計画については、利用時間帯が重なることを前提に、相当台数が同時に利用し、搬出入できる計画すること。	エ、荷卸所、積込所等の計画については、利用時間帯が重なることを前提に、相当台数が同時に利用し、搬出入できる計画とすること。
33	要求水準書（案）	71	2. 公共施設の基本性能 （10）土木計画	イ、既存水路改修工事 現市場敷地の周囲の既存水路については、本市場開業時に築造されたもので、老朽化及び開発許可基準（将来開発許可が必要になった場合に対応するため）に適合していないことから、全面的に改修する方針とする。 <u>なお、概要を「別添資料2-2 水路改修工事概要」に示す。</u> （ア）実施内容については「第4章7 公共施設の要求水準（外構・その他）」のとおりとする。 （イ）「第2章2（3）北側用地暫定整備工事」との接続部を当該工事受注者と調整の上、対応すること。	イ、既存水路改修工事 県が想定する既存水路改修工事の概要を「 <u>別添資料2-2 水路改修工事概要</u> 」に示す。現市場敷地の周囲の既存水路については、本市場開業時に築造されたもので、老朽化及び開発許可基準（将来開発許可が必要になった場合に対応するため）に適合していないことから、全面的に改修する方針とする。 <u>ただし、全面的に改修することが本事業に影響を与える場合、または再利用の有用性等がある場合は、県と協議の上、県の承認を得て、別途対応方針を定めることができる。</u> （ア）実施内容については「第4章7 公共施設の要求水準（外構・その他）」のとおりとする。 （イ）「第2章2（3）北側用地暫定整備工事」との接続部を当該工事受注者と調整の上、対応すること。
34	要求水準書（案）	71	2. 公共施設の基本性能 （10）土木計画	ウ、建築基準法上の道路の整備 本事業において建築基準法上の道路整備に伴う設計及び施工を実施すること。内容については以下のとおりとする （ア）「第4章2（2）コ」及び「第4章7（1）外構」に示すとおりとする。	ウ、建築基準法上の道路の整備 本事業において建築基準法上の道路整備に伴う設計及び施工を実施すること。内容については以下のとおりとする （ア）「第4章2（2）ケ」及び「第4章7（1）外構」に示すとおりとする。
35	要求水準書（案）	73	3. 公共施設の要求水準（建築）	大規模改修 ●建具改修工事において、外部に面する建具（シャッターを含む）については、 <u>同等性能以上において全て取り替えること。</u>	大規模改修 ●建具改修工事において、外部に面する建具（シャッターを含む）については、 <u>同等性能以上にて全て取り替えること。</u>
36	要求水準書（案）	74	3. 公共施設の要求水準（建築） （1）計画概要 発生材の処理	●建設工事等から発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理、処分すること。また、工事により発生する廃材等について、可能なものについては、積極的に再使用又は再生利用を図ること。	●建設工事等から発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理、処分すること。また、工事により発生する廃材等及び残土等について、可能なものについては、積極的に再使用又は再生利用を図ること。 <u>なお、建設汚泥処理物の場内再利用については提案によることとするが、関係法令を遵守して将来の土地利用に支障を及ぼさない計画とすること。</u>

No.	資料名	頁	項目名	令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	〔再公告〕令和8年7月10日公表																																																																																																																																																																										
37	要求水準書（案）	77	3. 公共施設の要求水準（建築） （3）内装の要求水準	共通事項 ●所定の機能、性能を有し、維持管理性に優れ、意匠性に配慮しつつ、華美にならないよう仕上げ等に十分配慮した計画とすること。 ●清掃や補修、点検等、日常的な維持管理に配慮し、長寿命で耐久性に優れた計画とすること。	共通事項 ●所定の機能、性能を有し、維持管理性に優れ、意匠性に配慮しつつ、華美にならないよう仕上げ等に十分配慮した計画とすること。 ●清掃や補修、点検等、日常的な維持管理に配慮し、長寿命で耐久性に優れた計画とすること。 ●新青果棟内部鉄骨見え掛かり部の仕上げについては、人・車両・製品等が接触しない範囲に限り、防錆塗装（グレー系）とすることを可とする。																																																																																																																																																																										
38	要求水準書（案）	83	5. 公共施設の要求水準（電気） （2）電力設備	ウ. 受変電設備 （ア）特高受変電設備 a. 特高受変電設備は、特別高圧受変電室に設ける計画とすること。 b. 受電方式は特別高圧2回線受電とし、詳細は電力会社との協議により決定すること。 c. 常時線、予備線の電源切替時は、無停電で対応可能なものとする d. 受電容量は、市場エリアの電力を賄うものとする。とすること。	ウ. 受変電設備 （ア）特高受変電設備 特高受変電設備は、特別高圧受変電室に設ける計画とすること、ただしLCCの観点からより効率的でかつ同等のスペース・システムの性能や安全性が確保できる場合は提案のこと。 a. 受電方式は特別高圧2回線受電とし、詳細は電力会社との協議により決定すること。 b. 常時線、予備線の電源切替時は、無停電で対応可能なものとする c. 受電容量は、市場エリアの電力を賄うものとする。																																																																																																																																																																										
39	要求水準書（案）	84	5. 公共施設の要求水準（電気） （2）電力設備	令和5年度 電気使用量実績（参考） <table><tr><td></td><td>実績月</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td></tr><tr><td>奈良県中央卸売市場</td><td>[kWh]</td><td>358,309</td><td>410,186</td><td>502,132</td><td>678,475</td></tr><tr><td>冷蔵庫A棟、B棟、C棟</td><td>[kWh]</td><td>135,703</td><td>150,384</td><td>162,563</td><td>184,474</td></tr><tr><td>青果水産加工棟</td><td>[kWh]</td><td>60,456</td><td>64,231</td><td>78,407</td><td>88,814</td></tr><tr><td>合 計</td><td>[kWh]</td><td>554,458</td><td>624,801</td><td>743,102</td><td>951,763</td></tr></table> 〃 <table><tr><td></td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td></tr><tr><td>奈良県中央卸売市場</td><td>713,294</td><td>594,082</td><td>395,200</td><td>367,741</td><td>423,588</td></tr><tr><td>冷蔵庫A棟、B棟、C棟</td><td>186,759</td><td>173,228</td><td>148,714</td><td>149,916</td><td>135,411</td></tr><tr><td>青果水産加工棟</td><td>109,363</td><td>110,707</td><td>95,056</td><td>70,788</td><td>59,640</td></tr><tr><td>合 計</td><td>1,009,416</td><td>878,017</td><td>639,030</td><td>588,445</td><td>618,639</td></tr></table> 〃 <table><tr><td></td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td><td>合計</td></tr><tr><td>奈良県中央卸売市場</td><td>309,900</td><td>376,086</td><td>398,212</td><td>5,617,165</td></tr><tr><td>冷蔵庫A棟、B棟、C棟</td><td>114,060</td><td>109,571</td><td>120,224</td><td>1,771,097</td></tr><tr><td>青果水産加工棟</td><td>53,522</td><td>49,271</td><td>47,471</td><td>887,816</td></tr><tr><td>合 計</td><td>567,482</td><td>534,928</td><td>565,907</td><td>8,276,078</td></tr></table>		実績月	4月	5月	6月	7月	奈良県中央卸売市場	[kWh]	358,309	410,186	502,132	678,475	冷蔵庫A棟、B棟、C棟	[kWh]	135,703	150,384	162,563	184,474	青果水産加工棟	[kWh]	60,456	64,231	78,407	88,814	合 計	[kWh]	554,458	624,801	743,102	951,763		8月	9月	10月	11月	12月	奈良県中央卸売市場	713,294	594,082	395,200	367,741	423,588	冷蔵庫A棟、B棟、C棟	186,759	173,228	148,714	149,916	135,411	青果水産加工棟	109,363	110,707	95,056	70,788	59,640	合 計	1,009,416	878,017	639,030	588,445	618,639		1月	2月	3月	合計	奈良県中央卸売市場	309,900	376,086	398,212	5,617,165	冷蔵庫A棟、B棟、C棟	114,060	109,571	120,224	1,771,097	青果水産加工棟	53,522	49,271	47,471	887,816	合 計	567,482	534,928	565,907	8,276,078	令和7年度 電気使用量実績（参考） <table><tr><td></td><td>実績月</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td></tr><tr><td>奈良県中央卸売市場</td><td>[kWh]</td><td>344,303</td><td>395,910</td><td>517,073</td><td>682,849</td></tr><tr><td>冷蔵庫A棟、B棟、C棟</td><td>[kWh]</td><td>133,052</td><td>149,948</td><td>162,359</td><td>185,152</td></tr><tr><td>青果水産加工棟</td><td>[kWh]</td><td>54,157</td><td>57,932</td><td>69,009</td><td>82,306</td></tr><tr><td>合 計</td><td>[kWh]</td><td>532,412</td><td>603,790</td><td>749,341</td><td>950,307</td></tr></table> 〃 <table><tr><td></td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td></tr><tr><td>奈良県中央卸売市場</td><td>711,442</td><td>600,757</td><td>432,420</td><td>349,887</td><td>395,355</td></tr><tr><td>冷蔵庫A棟、B棟、C棟</td><td>180,816</td><td>176,275</td><td>157,568</td><td>149,081</td><td>136,471</td></tr><tr><td>青果水産加工棟</td><td>96,238</td><td>95,851</td><td>84,773</td><td>70,598</td><td>53,649</td></tr><tr><td>合 計</td><td>997,496</td><td>872,883</td><td>674,761</td><td>570,416</td><td>585,475</td></tr></table> 〃 <table><tr><td></td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td><td>合計</td></tr><tr><td>奈良県中央卸売市場</td><td>382,241</td><td>346,006</td><td>371,983</td><td>5,531,126</td></tr><tr><td>冷蔵庫A棟、B棟、C棟</td><td>116,296</td><td>108,761</td><td>125,729</td><td>1,792,258</td></tr><tr><td>青果水産加工棟</td><td>45,268</td><td>44,573</td><td>43,045</td><td>800,369</td></tr><tr><td>合 計</td><td>545,805</td><td>499,340</td><td>540,757</td><td>8,123,783</td></tr></table>		実績月	4月	5月	6月	7月	奈良県中央卸売市場	[kWh]	344,303	395,910	517,073	682,849	冷蔵庫A棟、B棟、C棟	[kWh]	133,052	149,948	162,359	185,152	青果水産加工棟	[kWh]	54,157	57,932	69,009	82,306	合 計	[kWh]	532,412	603,790	749,341	950,307		8月	9月	10月	11月	12月	奈良県中央卸売市場	711,442	600,757	432,420	349,887	395,355	冷蔵庫A棟、B棟、C棟	180,816	176,275	157,568	149,081	136,471	青果水産加工棟	96,238	95,851	84,773	70,598	53,649	合 計	997,496	872,883	674,761	570,416	585,475		1月	2月	3月	合計	奈良県中央卸売市場	382,241	346,006	371,983	5,531,126	冷蔵庫A棟、B棟、C棟	116,296	108,761	125,729	1,792,258	青果水産加工棟	45,268	44,573	43,045	800,369	合 計	545,805	499,340	540,757	8,123,783
	実績月	4月	5月	6月	7月																																																																																																																																																																										
奈良県中央卸売市場	[kWh]	358,309	410,186	502,132	678,475																																																																																																																																																																										
冷蔵庫A棟、B棟、C棟	[kWh]	135,703	150,384	162,563	184,474																																																																																																																																																																										
青果水産加工棟	[kWh]	60,456	64,231	78,407	88,814																																																																																																																																																																										
合 計	[kWh]	554,458	624,801	743,102	951,763																																																																																																																																																																										
	8月	9月	10月	11月	12月																																																																																																																																																																										
奈良県中央卸売市場	713,294	594,082	395,200	367,741	423,588																																																																																																																																																																										
冷蔵庫A棟、B棟、C棟	186,759	173,228	148,714	149,916	135,411																																																																																																																																																																										
青果水産加工棟	109,363	110,707	95,056	70,788	59,640																																																																																																																																																																										
合 計	1,009,416	878,017	639,030	588,445	618,639																																																																																																																																																																										
	1月	2月	3月	合計																																																																																																																																																																											
奈良県中央卸売市場	309,900	376,086	398,212	5,617,165																																																																																																																																																																											
冷蔵庫A棟、B棟、C棟	114,060	109,571	120,224	1,771,097																																																																																																																																																																											
青果水産加工棟	53,522	49,271	47,471	887,816																																																																																																																																																																											
合 計	567,482	534,928	565,907	8,276,078																																																																																																																																																																											
	実績月	4月	5月	6月	7月																																																																																																																																																																										
奈良県中央卸売市場	[kWh]	344,303	395,910	517,073	682,849																																																																																																																																																																										
冷蔵庫A棟、B棟、C棟	[kWh]	133,052	149,948	162,359	185,152																																																																																																																																																																										
青果水産加工棟	[kWh]	54,157	57,932	69,009	82,306																																																																																																																																																																										
合 計	[kWh]	532,412	603,790	749,341	950,307																																																																																																																																																																										
	8月	9月	10月	11月	12月																																																																																																																																																																										
奈良県中央卸売市場	711,442	600,757	432,420	349,887	395,355																																																																																																																																																																										
冷蔵庫A棟、B棟、C棟	180,816	176,275	157,568	149,081	136,471																																																																																																																																																																										
青果水産加工棟	96,238	95,851	84,773	70,598	53,649																																																																																																																																																																										
合 計	997,496	872,883	674,761	570,416	585,475																																																																																																																																																																										
	1月	2月	3月	合計																																																																																																																																																																											
奈良県中央卸売市場	382,241	346,006	371,983	5,531,126																																																																																																																																																																											
冷蔵庫A棟、B棟、C棟	116,296	108,761	125,729	1,792,258																																																																																																																																																																											
青果水産加工棟	45,268	44,573	43,045	800,369																																																																																																																																																																											
合 計	545,805	499,340	540,757	8,123,783																																																																																																																																																																											
40	要求水準書（案）	84	5. 公共施設の要求水準（電気） （2）電力設備	オ. 非常用発電設備 （ア）特別高圧受変電室機能内に発電機室を設け、非常用発電設備を設置し、 <u>「別添資料2-3 B C P（奈良県中央卸売市場業務継続計画「大規模災害編」）」</u> に基づき、災害等による商用電源停止時等の防災対策として、市場機能の維持を行う計画とすること。	オ. 非常用発電設備 （ア）非常用発電設備は発電機室に設置し、 <u>「別添資料2-3 B C P（奈良県中央卸売市場業務継続計画「大規模災害編」）」</u> に基づき、災害等による商用電源停止時等の防災対策として、市場機能の維持を行う計画とすること。																																																																																																																																																																										

No.	資料名	頁	項目名	令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	[再公告] 令和8年7月10日公表																																																																																																																																								
41	要求水準書（案）	101	6. 公共施設の要求水準（機械、EV） （4）給排水衛生設備	ウ. 給水設備 （オ）受水タンクは災害時対応を考慮し、1槽＋1槽の2槽独立型を採用すること。	ウ. 給水設備 （オ）受水タンクは施設を休止することなく、維持管理が行える構造（2槽式等）として計画すること。																																																																																																																																								
42	要求水準書（案）	101	6. 公共施設の要求水準（機械、EV） （4）給排水衛生設備	令和5年度 水道 市場関係者・共用 使用量（参考） <table><tr><td></td><td>実績月</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td></tr><tr><td>市場関係者使用分</td><td>[t]</td><td>6,749</td><td>7,514</td><td>7,998</td><td>8,811</td></tr><tr><td>共用部分</td><td>[t]</td><td>4,831</td><td>5,969</td><td>5,983</td><td>6,200</td></tr><tr><td>合 計</td><td>[t]</td><td>11,580</td><td>13,483</td><td>13,981</td><td>15,011</td></tr></table> <table><tr><td></td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td></tr><tr><td>市場関係者使用分</td><td>8,554</td><td>8,312</td><td>7,487</td><td>6,908</td><td>8,495</td></tr><tr><td>共用部分</td><td>6,979</td><td>6,480</td><td>6,612</td><td>5,933</td><td>6,631</td></tr><tr><td>合 計</td><td>15,533</td><td>14,792</td><td>14,099</td><td>12,841</td><td>15,126</td></tr></table> <table><tr><td></td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td><td>合 計</td></tr><tr><td>市場関係者使用分</td><td>5,901</td><td>5,836</td><td>6,349</td><td>88,914</td></tr><tr><td>共用部分</td><td>6,540</td><td>6,121</td><td>5,653</td><td>73,932</td></tr><tr><td>合 計</td><td>12,441</td><td>11,957</td><td>12,002</td><td>162,846</td></tr></table>		実績月	4月	5月	6月	7月	市場関係者使用分	[t]	6,749	7,514	7,998	8,811	共用部分	[t]	4,831	5,969	5,983	6,200	合 計	[t]	11,580	13,483	13,981	15,011		8月	9月	10月	11月	12月	市場関係者使用分	8,554	8,312	7,487	6,908	8,495	共用部分	6,979	6,480	6,612	5,933	6,631	合 計	15,533	14,792	14,099	12,841	15,126		1月	2月	3月	合 計	市場関係者使用分	5,901	5,836	6,349	88,914	共用部分	6,540	6,121	5,653	73,932	合 計	12,441	11,957	12,002	162,846	令和7年度 水道 市場関係者・共用 使用量（参考） <table><tr><td></td><td>実績月</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td></tr><tr><td>市場関係者使用分</td><td>[t]</td><td>6,578</td><td>6,963</td><td>6,941</td><td>7,862</td></tr><tr><td>共用部分</td><td>[t]</td><td>5,917</td><td>5,217</td><td>5,214</td><td>5,973</td></tr><tr><td>合 計</td><td>[t]</td><td>12,495</td><td>12,180</td><td>12,155</td><td>13,826</td></tr></table> <table><tr><td></td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td></tr><tr><td>市場関係者使用分</td><td>7,613</td><td>7,172</td><td>7,120</td><td>6,840</td><td>8,031</td></tr><tr><td>共用部分</td><td>6,781</td><td>5,710</td><td>5,390</td><td>4,977</td><td>4,970</td></tr><tr><td>合 計</td><td>14,394</td><td>12,882</td><td>12,510</td><td>11,817</td><td>13,001</td></tr></table> <table><tr><td></td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td><td>合 計</td></tr><tr><td>市場関係者使用分</td><td>5,867</td><td>5,220</td><td>5,884</td><td>82,081</td></tr><tr><td>共用部分</td><td>5,125</td><td>4,485</td><td>4,912</td><td>64,671</td></tr><tr><td>合 計</td><td>10,992</td><td>9,705</td><td>10,796</td><td>146,752</td></tr></table>		実績月	4月	5月	6月	7月	市場関係者使用分	[t]	6,578	6,963	6,941	7,862	共用部分	[t]	5,917	5,217	5,214	5,973	合 計	[t]	12,495	12,180	12,155	13,826		8月	9月	10月	11月	12月	市場関係者使用分	7,613	7,172	7,120	6,840	8,031	共用部分	6,781	5,710	5,390	4,977	4,970	合 計	14,394	12,882	12,510	11,817	13,001		1月	2月	3月	合 計	市場関係者使用分	5,867	5,220	5,884	82,081	共用部分	5,125	4,485	4,912	64,671	合 計	10,992	9,705	10,796	146,752
	実績月	4月	5月	6月	7月																																																																																																																																								
市場関係者使用分	[t]	6,749	7,514	7,998	8,811																																																																																																																																								
共用部分	[t]	4,831	5,969	5,983	6,200																																																																																																																																								
合 計	[t]	11,580	13,483	13,981	15,011																																																																																																																																								
	8月	9月	10月	11月	12月																																																																																																																																								
市場関係者使用分	8,554	8,312	7,487	6,908	8,495																																																																																																																																								
共用部分	6,979	6,480	6,612	5,933	6,631																																																																																																																																								
合 計	15,533	14,792	14,099	12,841	15,126																																																																																																																																								
	1月	2月	3月	合 計																																																																																																																																									
市場関係者使用分	5,901	5,836	6,349	88,914																																																																																																																																									
共用部分	6,540	6,121	5,653	73,932																																																																																																																																									
合 計	12,441	11,957	12,002	162,846																																																																																																																																									
	実績月	4月	5月	6月	7月																																																																																																																																								
市場関係者使用分	[t]	6,578	6,963	6,941	7,862																																																																																																																																								
共用部分	[t]	5,917	5,217	5,214	5,973																																																																																																																																								
合 計	[t]	12,495	12,180	12,155	13,826																																																																																																																																								
	8月	9月	10月	11月	12月																																																																																																																																								
市場関係者使用分	7,613	7,172	7,120	6,840	8,031																																																																																																																																								
共用部分	6,781	5,710	5,390	4,977	4,970																																																																																																																																								
合 計	14,394	12,882	12,510	11,817	13,001																																																																																																																																								
	1月	2月	3月	合 計																																																																																																																																									
市場関係者使用分	5,867	5,220	5,884	82,081																																																																																																																																									
共用部分	5,125	4,485	4,912	64,671																																																																																																																																									
合 計	10,992	9,705	10,796	146,752																																																																																																																																									
43	要求水準書（案）	106	7. 公共施設の要求水準（外構・その他） （1）外構 駐車場 舗装	●輪荷重T25対応とし、提案による。 ●舗装設計期間を20年とすること。 □アスファルト舗装 □半たわみ舗装 □コンクリート舗装	●輪荷重T25対応とし、提案による。 <u>ただし、大型車が進入しない一般車駐車場に限り、輪荷重T25対応は必要とせず、提案による。</u> ●舗装設計期間を20年とすること。 □アスファルト舗装 □半たわみ舗装 □コンクリート舗装																																																																																																																																								
44	要求水準書（案）	107	7. 公共施設の要求水準（外構・その他） （1）外構 駐車場 交通量	●C交通以上とし、提案による。区分は公益社団法人日本道路協会「アスファルト舗装要綱」による。 ●C交通：1,000以上3,000未満（台/日・1方向、5t輪荷重に換算）	●C交通以上とし提案による。区分は公益社団法人日本道路協会「アスファルト舗装要綱」による。 <u>ただし、大型車が進入しない一般車駐車場に限り、交通量は必ずしもC交通以上は必要とせず、提案による。</u> ●C交通：1,000以上3,000未満（台/日・1方向、5t輪荷重に換算）																																																																																																																																								
45	要求水準書（案）	108	7. 公共施設の要求水準（外構・その他） （1）外構 雨水排水	市場エリア内の雨水は、原則排水機場を経由して佐保川へ排出する計画とすること。	市場エリア内の雨水は、 <u>賑わいエリアを横断する経路は極力避けるよう配慮を行うこととし、原則、東側の外周水路から排水機場を経由して佐保川へ排出する計画とすること。</u> <u>ただし、西側及び南側の外周水路へ排出する場合は、合計0.4m³/sec以下の排水量とすること。</u>																																																																																																																																								

No.	資料名	頁	項目名	令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	[再公告] 令和8年7月10日公表
46	要求水準書（案）	108	7. 公共施設の要求水準（外構・その他） （1）外構 既存水路改修	●現市場敷地東側水路は、設計・施工業務を行うこと。 ●西側水路及び南側水路は、「別添資料27 水路改修工事設計図」に基づき施工業務を行うこと。 ●東側水路については、排水機場から国道25号に至る周回道路が別途整備されることを考慮した計画（擁壁の耐荷重設計等）とすること。	●現市場敷地東側水路は、設計・施工業務を行うこと。 ●西側水路及び南側水路は、「別添資料27 水路改修工事設計図」に基づき施工業務を行うこと。 ※東側用水路及び西側水路は灌漑期を避けて施工する必要があるため、改修時期は地元自治会等と調整及び協議を行うこと。 ●東側水路については、排水機場から国道25号に至る周回道路が別途整備されることを考慮した計画（擁壁の耐荷重設計等）とすること。 ※ただし、全面的に改修することが本事業に影響を与える場合、または再利用の有用性等がある場合は、県と協議の上、県の承認を得て、別途対応方針を定めることができる。
47	要求水準書（案）	108	8. 公共施設の要求水準（解体） 既存樹木、植栽等	●既存樹木、緑地等は計画に応じて撤去し、抜根まで行うこと。ただし、敷地内の樹木は経年により、竣工時よりも成育しているため、現況の成育状況を把握した上で事業費を見込むこと。既存樹木の撤去範囲は「別添資料26 外構範囲資料」による。なお、市場外周樹木については、現市場敷地南側及び現市場敷地東側の倉庫加工場No. 2以北、現市場敷地西側の電気室以南部分については伐採済みであり、<u>現市場敷地西側の関連倉庫以北</u>については、令和7年度中に伐採予定である。	●既存樹木、緑地等は計画に応じて撤去し、抜根まで行うこと。ただし、敷地内の樹木は経年により、竣工時よりも成育しているため、現況の成育状況を把握した上で事業費を見込むこと。既存樹木の撤去範囲は「別添資料26 外構範囲資料」による。なお、市場外周樹木については、現市場敷地南側及び現市場敷地東側の倉庫加工場No. 2以北、現市場敷地西側については伐採済みであり、現市場敷地東側の倉庫加工場No. 2より南については、令和8年度中に伐採予定である。
48	要求水準書（案）	109	8. 公共施設の要求水準（解体） 既存工作物、地下埋設物及び埋設配管	●既存工作物、既存埋設物（共同溝を含む）及び埋設配管（雨水管、雨水樹等含む）は全て撤去とすること。ただし、<u>全撤去が本事業に影響を与える場合は、県と協議の上、方針を決定すること。</u> * 既存工作物とは、既存施設以外の地上又は地中に定着した人工物で、地中の基礎・杭等を全て含むものを指す。 ●既存井戸（3ヶ所）について、ポンプ引き揚げ及び撤去のうえ、土壌や水脈に影響が無いよう適切に埋戻しを行うこと。	●既存工作物、既存埋設物（共同溝を含む）及び埋設配管（雨水管、雨水樹等含む）は原則全て撤去とすること。ただし、<u>全撤去に限らず再利用の提案も可とするが、提案に当たっては関係法令を遵守のうえ、再利用後の維持管理を考慮すること。また、全撤去が本事業に影響を与える場合は、県と協議の上、県の承認を得て、別途対応方針を定めることができる。</u> ※上記工作物等を再使用する場合に提案出来る範囲は市場エリア内とする。 <u>（にぎわいエリア内は全て撤去とすること。）</u> * 既存工作物とは、既存施設以外の地上又は地中に定着した人工物で、地中の基礎・杭等を全て含むものを指す。 ●既存井戸（3ヶ所）について、ポンプ引き揚げ及び撤去のうえ、土壌や水脈に影響が無いよう適切に埋戻しを行うこと。<u>ただし、ポンプ引き揚げ及び撤去等が本事業に影響を与える場合、または再利用の有用性等がある場合は、県と協議の上、県の承認を得て、別途対応方針を定めることができる。</u>

No.	資料名	頁	項目名	令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	[再公告] 令和8年7月10日公表																																																																																																																														
49	別添資料 6		1－2 業務の目的	本業務は、奈良県大和郡山市筒井町957 番地の1 地内の奈良県中央卸売市場の再整備に先立ち、土壌汚染の有無を明らかにするとともに、土壌汚染対策法第3 条に基づく届出書等の作成を行った。 なお、当該調査の結果、汚染が確認されなかったため、土壌汚染拡散防止対策などの汚染対策の検討は行わなかった。	本業務は、奈良県大和郡山市筒井町957 番地の1 地内の奈良県中央卸売市場の再整備に先立ち、土壌汚染の有無を明らかにするとともに、土壌汚染対策法第3 条に基づく届出書等の作成を行った。 （削除）																																																																																																																														
50	別添資料 8		ローリング計画案 STEP 1～STEP 9																																																																																																																																
51	別添資料 8		再整備スケジュール（県想定）について	<table><tr><th>項目</th><th>R8年度</th><th>R9年度</th><th>R10年度</th><th>R11年度</th><th>R12年度</th><th>R13年度</th><th>R14年度</th><th>R15年度</th></tr><tr><td>全体計画</td><td colspan="8">設計</td></tr><tr><td>管理関連棟、冷蔵庫配管スペース</td><td colspan="8">設計</td></tr><tr><td>市場棟</td><td colspan="8">設計</td></tr><tr><td>附帯</td><td colspan="8">設計</td></tr><tr><td>仮設建物</td><td colspan="8">設計</td></tr><tr><td>外構等</td><td colspan="8">設計</td></tr></table> ※県が想定するスケジュール ※「建設工事」欄には市場関係者が実施する内装改修及び引越を含む ※インフラ工事は別途実施	項目	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	全体計画	設計								管理関連棟、冷蔵庫配管スペース	設計								市場棟	設計								附帯	設計								仮設建物	設計								外構等	設計								<table><tr><th>項目</th><th>R8年度</th><th>R9年度</th><th>R10年度</th><th>R11年度</th><th>R12年度</th><th>R13年度</th><th>R14年度</th><th>R15年度</th></tr><tr><td>全体計画</td><td colspan="8">設計</td></tr><tr><td>管理関連棟、冷蔵庫配管スペース</td><td colspan="8">設計</td></tr><tr><td>市場棟</td><td colspan="8">設計</td></tr><tr><td>附帯</td><td colspan="8">設計</td></tr><tr><td>仮設建物</td><td colspan="8">設計</td></tr><tr><td>外構等</td><td colspan="8">設計</td></tr></table> ※県が想定するスケジュール ※「建設工事」欄には市場関係者が実施する内装改修及び引越を含む ※インフラ工事は別途実施	項目	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	全体計画	設計								管理関連棟、冷蔵庫配管スペース	設計								市場棟	設計								附帯	設計								仮設建物	設計								外構等	設計							
項目	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度																																																																																																																											
全体計画	設計																																																																																																																																		
管理関連棟、冷蔵庫配管スペース	設計																																																																																																																																		
市場棟	設計																																																																																																																																		
附帯	設計																																																																																																																																		
仮設建物	設計																																																																																																																																		
外構等	設計																																																																																																																																		
項目	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度																																																																																																																											
全体計画	設計																																																																																																																																		
管理関連棟、冷蔵庫配管スペース	設計																																																																																																																																		
市場棟	設計																																																																																																																																		
附帯	設計																																																																																																																																		
仮設建物	設計																																																																																																																																		
外構等	設計																																																																																																																																		

No.	資料名	頁	項目名	令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	[再公告] 令和8年7月10日公表
52	別添資料 11		北側用地暫定整備工事概要 3. 事業スケジュール	○工事 契約 令和8年10月 着工 令和8年10月 部分竣工 令和9年7月 （仮設建築物、工事ヤード用地 等） 竣工 令和10年3月	○工事 契約 令和8年10月 着工 令和8年10月 （削除） 竣工 令和10年1月
53	別添資料 11		図面		

No.	資料名	頁	項目名	令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	〔再公告〕令和8年7月10日公表
54	別添資料 1 2		No.43 文化財保護法及び関係 通知 埋蔵文化財調査	【市場エリア整備における県の考え方】 本事業に伴い埋蔵文化財調査が必要なため、本事業及び別途事業に分担して実施予定。<u>調査範囲等は基本設計等の建物配置等に基づくものであり、概ね建物配置等が決まり次第、トレンチ調査及び本調査の範囲を確定するものとする。</u> 【協議内容・検討要件・手続き等】 ・本事業用地は埋蔵文化財包蔵地外であるが、建設工事等を行うにあたり、埋蔵文化財調査が必要。 ・<u>施設を建設（建築物及び工作物等）する箇所でトレンチ調査を実施し、その結果、遺構に影響が出る工事内容と判明した場合は、県文化財課と協議のうえ、本調査及びその範囲が決定される。</u> ・<u>恒久的な道路を築造する場合も、原則トレンチ調査が必要。トレンチ調査の結果、遺構に影響が出る工事は本調査が必要。既存道路等がある場合は、拡幅範囲が調査の対象となる。</u>	【市場エリア整備における県の考え方】 本事業に伴い埋蔵文化財調査が必要なため、別途事業にて実施予定。本調査範囲は基本設計等の建物配置等に基づくものであり、概ね建物配置等が決まり次第、範囲を確定するものとする。 【協議内容・検討要件・手続き等】 ・本事業用地は埋蔵文化財包蔵地外であるが、<u>踏査結果を踏まえ、建物・道路建設工事等を行うにあたり、埋蔵文化財調査が必要。</u> ・トレンチ調査を実施し、その結果、遺構に影響が出る工事内容と判明した場合は、県文化財課と協議のうえ、本調査及びその範囲が決定される。 （削除）
55	別添資料 1 2		No.44 文化財保護法及び関係 通知 必要となる調査 【北側用地】	【市場エリア整備における県の考え方】 北側暫定整備工事に伴う本調査は、別途工事にて実施する。<u>本事業においては、可能な限り不要な計画が望まれる。</u> 【協議内容・検討要件・手続き等】 ・令和6年度 トレンチ調査実施済み。 ・旧河岸部分に遺構あり。遺構に影響が出る工事（建築物及び工作物等を建設する）がある場合、本調査が必要。遺構に影響がない範囲の工事であれば、本調査は不要。 ・<u>建築物の建設等（仮設建築物等も含む）で北側暫定整備前のG Lより、掘削等する場合は影響するものとする。</u> ・<u>既存水路等の撤去新設の場合等は、協議による。</u> ・北側暫定整備工事に伴う本調査は、別途工事にて実施。	【市場エリア整備における県の考え方】 北側用地暫定整備工事に伴う本調査は、別途工事にて実施するが、<u>事業全体のスケジュールを鑑み、本調査が不要となるような計画とすることが望ましい。</u> 【協議内容・検討要件・手続き等】 ・令和6年度 トレンチ調査実施済み。 ・<u>令和8年度 本調査実施予定。</u> ・旧河岸部分に遺構あり。 （削除） （削除） ・北側<u>用地</u>暫定整備工事に伴う本調査は、別途工事にて実施。

No.	資料名	頁	項目名	令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	〔再公告〕令和8年7月10日公表
56	別添資料 12		No.45 文化財保護法及び関係 通知 必要となる調査 【現市場敷地】	【市場エリア整備における県の考え方】 基本設計等で建物配置等が概ね確定次第早期にトレンチ調査を実施する。トレンチ調査結果に基づき本調査の範囲、時期等を確定し、スケジュール等への影響等も含めて、協議をする。 【協議内容・検討要件・手続き等】 ・トレンチ調査未実施。 ・市場棟や管理関連棟等の建設場所が決まった段階で、トレンチ調査が必要。 ・トレンチ調査で要する現地調査期間は約3ヶ月を想定。 ・トレンチ調査の結果によっては、本調査が必要。本調査は、ローリング計画に合わせて半年～1年の現地調査期間を想定。 ・本調査はトレンチ調査の結果に基づき対象範囲を決定する。対象範囲によっては、現地調査期間が複数年度に渡る可能性がある。 ・トレンチ調査と本調査は年度を分けて実施。	【市場エリア整備における県の考え方】 令和8年度にトレンチ調査を実施予定。基本設計等で建物配置等が概ね確定次第、トレンチ調査結果に基づき本調査の範囲、時期等を確定し、スケジュール等への影響等も含めて、協議をする。 【協議内容・検討要件・手続き等】 ・令和8年度トレンチ調査実施予定。 （削除） （削除） ・トレンチ調査の結果によっては、本調査が必要。本調査は、ローリング計画に合わせて半年～1年の現地調査期間を想定。 ・ただし、本調査はトレンチ調査の結果に基づき対象範囲を決定する。対象範囲によっては、現地調査期間が複数年度に渡る可能性がある。 （削除）
57	別添資料 12		No.50 都市の木造化推進法 県産材の活用	【協議内容・検討要件・手続き等】 「奈良県の建築物における県産材利用促進方針案」に基づけば、市場施設は木造化が困難であるものの例示に当てはまる。木質化については、方針は「多くの県民が利用する部分や木質化がふさわしい部分」となっており、見学者コーナーなどを必須とする。なお、本事業においては、積極的に木質化等に努めること。	【協議内容・検討要件・手続き等】 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」及び「奈良県の建築物における県産材利用促進方針」に基づき、県産木材の利用等の取り組みに努めること。
58	別添資料 12		No.52 土壌汚染対策法 食品衛生検査所	【市場エリア整備における県の考え方】 土壌汚染は確認されなかったため、対策は不要	【市場エリア整備における県の考え方】 土壌汚染は確認されなかったため、対策は不要。なお、土壌汚染調査が必要となった場合は、県と協議することとする。
59	別添資料 13		第4章 公共施設に関する要求水準	2 公共施設の基本性能 (1)施設配置計画 ウ 青果部と水産物部の同時開業が可能な計画とすること。	2 公共施設の基本性能 (1)施設配置計画 ウ 冷蔵庫整備用地の配置については、『第2章2（2）水産物部冷蔵庫整備』に示す条件を考慮した配置計画とすること。
60	別添資料 15		施設使用料算出用概算 事業費表（全体事業 費）	15 その他 <u>埋蔵文化財調査事前準備工事</u> 市場運営対策費	15 その他 （削除） 市場運営対策費

No.	資料名	頁	項目名	令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	〔再公告〕令和8年7月10日公表
61	別添資料 16		－	別添のとおり	
62	別添資料 17		工事施工区分表	発電機室 空調用動力設備2次側 ○ 空調機 ○	発電機室 空調用動力設備2次側 ○※3 空調機 ○※3 ※3 設備機器等の使用により発生する熱の影響が、周辺に拡散しないような換気設備を設けるなど、非常用発電機の性能発揮に支障がない計画である場合は、空調機を設けない計画も可とする。
63	別添資料 17		工事施工区分表	青果市場内前室、水産市場内前室、市場給湯室、管理事務所見学者コーナー、管理事務所給湯室、検体受付室、廃棄物集積所事務所 ガス（加工、給湯用）2次側 ○	青果市場内前室、水産市場内前室、市場給湯室、管理事務所見学者コーナー、管理事務所給湯室、検体受付室、廃棄物集積所事務所 ガス（加工、給湯用）2次側 ○※4 ※4 該当諸室においては、ガス給湯または電気給湯設置
64	別添18 －1		諸室の要求水準	共通事項	共通事項 ●階欄には、県が想定する階数を目安として示す。（要求水準書の諸室配置や動線等の条件を満たした上で適切に計画すること。）
65	別添18 －1		諸室の要求水準	青果仲卸個別店舗（メゾネット対応） ●C工事にて、2階建て部分を増築し、メゾネット型の居室が設置可能な設えとする。 ●2階部分は有効天井高2.5m以上確保できる仕様とすること。	青果仲卸個別店舗（メゾネット対応） ●B工事またはC工事にて、2階建て部分を増築し、メゾネット型の居室が設置可能な設えとする。 ●2階部分は有効天井高2.5m以上確保できる仕様とすること。
66	別添18 －2		諸室の要求水準	市場見学者コーナー 床 壁 天井 ●県産材の使用を <u>利用する</u> 。ただし、使用部位は提案による。	市場見学者コーナー 床 壁 天井 ●県産材の使用を <u>想定</u> 。ただし、使用部位は提案による。
67	別添18 －2		諸室の要求水準	大会議室 壁 天井 ●県産材の使用を <u>利用する</u> 。ただし、使用部位は提案による。	大会議室 壁 天井 ●県産材の使用を <u>想定</u> 。ただし、使用部位は提案による。
68	別添資料 21		既存施設利用状況	令和6年12月時点 倉庫加工場No.3 <u>空室</u> 卸売場棟1F <u>水産仲卸</u> 管理棟1F <u>レストラン</u>	令和8年4月時点 倉庫加工場No.3 <u>青果卸</u> 卸売場棟1F <u>空室</u> 管理棟1F (削除)

No.	資料名	頁	項目名	令和7年7月1日公表（令和7年9月29日修正）	〔再公告〕令和8年7月10日公表
69	別添資料 2 2		水路改修工事概要	1. 概要 現状市場敷地の水路改修工事（撤去新設） 2. 事業範囲 ○本事業の対象業務及び対象範囲（名称は右図のとおり） ・西側及び南側水路の水路改修工事における施行業務 （「別添資料2 7 水路改修工事設計図」に基づく施行業務） ・東側水路（用水路を含む）の水路改修工事における設計及び施工業務 ・上記施行業務に伴う工事監理業務	1. 概要 現状市場敷地の水路改修工事 2. 事業範囲 ○本事業の対象業務及び対象範囲（名称は右図のとおり） ・西側及び南側水路の水路改修工事における施行業務 （「別添資料2 7 水路改修工事設計図」に基づく施行業務） ・東側水路（用水路を含む）の水路改修工事における設計及び施工業務 ・上記施行業務に伴う工事監理業務 ※ただし、全面的に改修することが本事業に影響を与える場合、または再利用の有用性等がある場合は、県と協議の上、県の承認を得て、別途対応方針を定めることができる。
70	別添資料 2 4		水路改修工事概要	雨水排水 敷地内及び各施設の集水桝等により、敷地東側の排水機場に集水し、ポンプにより一級河川佐保川に放流 一部、雨水公共下水に排出	雨水排水 市場エリア内の雨水は、賑わいエリアを横断する経路は極力避けるよう配慮を行うこととし、原則、東側の外周水路から排水機場を経由して佐保川へ排出する計画とすること。ただし、西側及び南側の外周水路へ排出する場合は、合計0.4m³/sec以下の排水量とすること。